



茨 城 県 報

第 580 号

平成6年9月5日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●字の区域の一部変更（地方課）	1
●生活保護法第49条の規定による医療機関の指定及び廃止（社会福祉課）	1
●国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録（医療福祉課）	4
●受胎調節実地指導員の指定（保健予防課）	5
●道路の区域の変更（道路維持課）	5
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課）	5

正 誤

●平成6年7月28日付け茨城県報第569号中	6
●平成6年8月25日付け茨城県報第577号中	6

告 示

茨城県告示第1006号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により伊奈町長から同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成6年9月5日

茨城県知事 橋 本 昌

変 更 調 書

大字青木字立羽に変更する区域

大字青木字道下 72

同 字前道下 71の1から71の3まで、73から77まで、77の1、78から84まで、85の1、85の2、86から91まで

茨城県告示第1007号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止した。

平成6年9月5日

茨城県知事 橋 本 昌

（医療機関コード） 名 称	所 在 地	開 設 者	診 療 科 目	点数表	指 定 等 年 月 日	指定等 の 別
（1610112） 笠 間 眼 科	笠間市笠間字近森 4 3 2 9 - 2	関 由美子	眼		6. 8. 1	指 定

(3920626) 高 木 内 科	新治郡千代田町稲吉東 1丁目15-1	高 木 康 樹			6. 6. 30	廃 止
(3910197) 高 木 医 院	新治郡千代田町稲吉東 1丁目15-1	医 療 法 人	内, 神, 呼, 消, 小, 循, 皮, 放, 理診		6. 7. 1	指 定
(4310199) エンゼルクリニック	猿島郡総和町上辺見 1300-22	守 矢 士 郎	胃, 外, 内, 泌, 皮, 美外, 理診, 整外		6. 7. 1	指 定
(0930186) 根 本 歯 科 医 院	那珂湊市磯崎町4249-6	根 本 弘 二	歯, 小		6. 8. 1	指 定
(1430228) 杉 田 歯 科 医 院	高萩市本町1-94	杉 田 裕 一	歯		6. 8. 1	指 定
(1730353) アイ 歯 科 医 院	取手市中央町2-16	馬場園 健 一			6. 6. 30	廃 止
(1730650) アイ 歯 科 医 院	取手市新町2-2-8 取手パークハイツ102	馬場園 健 一	歯, 小, 矯		6. 7. 1	指 定
(4230328) 聖 陵 歯 科 医 院	結城郡石下町大字石下 字塚の越3048-1	島 村 卓 也	歯		6. 8. 1	指 定
(0140917) 城 南 薬 局	水戸市城南3-15-1	城 南 薬 局 (株)			5. 6. 15	廃 止
(0240832) 薬局茨城県保健協会	日立市鹿島町2-1-10	銚茨城県保健協会	調剤		6. 8. 1	指 定
(0240451) 山 形 薬 局	日立市幸町1丁目 7-10	山 形 達 雄	調剤		6. 8. 11	指 定
(0240543) 光 陽 堂 薬 局	日立市金沢町 5-9-4	山 田 智 子	調剤		6. 8. 11	指 定
(0240394) 西 山 薬 局	日立市滑川町 2-7-3	西 山 幸 雄	調剤		6. 8. 11	指 定
(0240659) 瀬 谷 薬 局	日立市滑川町 2-14-19	瀬 谷 徹	調剤		6. 8. 11	指 定
(0240592) 西山薬局大みか店	日立市水木町 2-39-2	西 山 忠 雄	調剤		6. 8. 11	指 定
(0240170) ヨシノヤ金成薬局	日立市川尻町4丁目96	金 成 幸 子	調剤		6. 8. 11	指 定
(0240220) 黒 澤 薬 局	日立市西成沢町 3-2-4	黒 澤 惇	調剤		6. 8. 11	指 定
(0240634) (有)セキネ薬局	日立市千石町 2-1-9	有 限 会 社 セキネ薬局	調剤		6. 8. 11	指 定
(0240360) (有)荒友薬局	日立市大沼町 1-27-18	有 限 会 社 荒 友 薬 局	調剤		6. 8. 11	指 定

(0240295)	日立市滑川本町 2-20-15	石 井 友 美	調剤		6. 8. 11	指 定
石 井 薬 局						
(0240279)	日立市神峰町 4-2-1	有 限 会 社 お お そ ね	調剤		6. 8. 11	指 定
亀 甲 堂 薬 局						
(0240576)	日立市千石町 1-11-15	小 野 孝 敬	調剤		6. 8. 11	指 定
小 野 薬 局						
(0240550)	日立市東多賀町 5-10-12	小 野 孝 敬	調剤		6. 8. 11	指 定
厚 生 薬 局						
(0240055)	日立市鮎川町 6-4-23	大曾根 国 男	調剤		6. 8. 11	指 定
大 曾 根 薬 局						
(0240402)	日立市大久保町 1-1-15	関 根 良 彦	調剤		6. 8. 11	指 定
セキネ薬局支店						
(0240261)	日立市小木津町 3-1-20	小 貫 忠 之	調剤		6. 8. 11	指 定
お ぬ き 薬 局						
(0240030)	日立市鮎川町 3-1-14	安 部 修 三	調剤		6. 8. 11	指 定
安 部 薬 局						
(0240469)	日立市弁天町 1-14-7	鈴 木 教 以	調剤		6. 8. 11	指 定
ス ズ ヤ 薬 局						
(0240493)	日立市大みか町 2-25-1 泉ビル1F	大 森 篤	調剤		6. 8. 11	指 定
大 森 薬 局						
(0240097)	日立市久慈町 4-16-10	佐 藤 栄	調剤		6. 8. 11	指 定
佐 藤 薬 局						
(0240162)	日立市河原町 3-5-11	大 内 恭 子	調剤		6. 8. 11	指 定
大 内 薬 局						
(0240022)	日立市助川町 2-4-13	佐々木 都 子	調剤		6. 8. 11	指 定
日 立 薬 局						
(0240287)	日立市旭町2-3-17	萩 原 攸太郎	調剤		6. 8. 11	指 定
明 治 薬 局						
(0240428)	日立市金沢町 2-5-16	綾 部 正 司	調剤		6. 8. 11	指 定
綾 部 薬 局						
(0640213)	下館市下川島826-39	有限会社メディカル サイエンスつくば薬局	調剤		6. 8. 1	指 定
有限会社メディカル サイエンスつくば薬局						
(0840177)	竜ヶ崎市愛戸町47	有 限 会 社 スター調剤薬局	調剤		6. 8. 1	指 定
レインボー薬局						
(2040388)	つくば市天久保 1-1-1	今川薬局株式会社	調剤		6. 8. 1	指 定
今 川 薬 局 つくば天久保店						
(3640129)	鹿島郡波崎町土合本町 3-9809-13	原 明			6. 7. 18	廃 止
土 合 薬 局						

(3640509) 土 合 薬 局	鹿島郡波崎町土合本町 3-9809-148	原 明	調剤		6. 7. 19	指 定
(187) 小 坏 接 骨 院	水戸市開江2186-3	小 坏 光 雄			6. 7. 31	廃 止
(200) 関 柔 道 整 復 院	久慈郡金砂郷村大里 4100-1	関 公 明			6. 6. 6	廃 止
(571) 関 柔 道 整 復 院	久慈郡金砂郷村大里 4100-1	関 正 人	柔道整復		6. 6. 7	指 定
(572) 稲 敷 接 骨 院	稲敷郡江戸崎町 大字江戸崎3737-4	日野原 丈 幸	柔道整復		6. 7. 18	指 定
(127) 市村鍼灸治療院	つくば市谷田部 2416-25	市 村 文 江	あん摩・ マッサージ		6. 7. 18	指 定
(240) 市村鍼灸治療院	つくば市谷田部 2416-25	市 村 文 江	はり・きゅう		6. 7. 18	指 定

~~~~~  
茨城県告示第1008号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

平成6年月日

茨城県知事 橋 本 昌

| 登録記号番号   | 登録年月日     | 国民健康保険医等氏名  |
|----------|-----------|-------------|
| 茨国医 9356 | 平成6年7月13日 | 藤 田 桂 史     |
| 茨国医 9357 | 平成6年7月13日 | 鈴 木 英 雄     |
| 茨国医 9358 | 平成6年7月29日 | 田 中 速       |
| 茨国歯 2768 | 平成6年7月15日 | 藤 村 理 彦     |
| 茨国歯 2769 | 平成6年7月27日 | 田 中 弘 治     |
| 茨国歯 2770 | 平成6年7月27日 | 中 村 紀 彦     |
| 茨国薬 2358 | 平成6年7月15日 | 大 河 原 ア キ   |
| 茨国薬 2359 | 平成6年7月25日 | 高 瀬 綾 子     |
| 茨国薬 2360 | 平成6年7月25日 | 千 田 昌 代     |
| 茨国薬 2361 | 平成6年7月29日 | 勝 間 田 真 砂 子 |
| 茨国薬 2362 | 平成6年7月29日 | 中 村 恵 子     |
| 茨国薬 2363 | 平成6年8月2日  | 小 山 葉 子     |

~~~~~

茨城県告示第1009号

優生保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成6年8月26日に受胎調節
実地指導員に指定した。

平成6年9月5日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 土 田 光 江

住 所 茨城県新治郡千代田町大字中志筑1364番地

茨城県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成6年9月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成6年9月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 取手東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷 地 の 幅 員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
取手市大字吉田字東割554番1から	旧	最大 32.0	120	
		最小 16.0		
取手市大字吉田字前畑587番1まで	新	最大 38.0	120	現 道 拡 巾
		最小 27.0		

茨城県告示第1011号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき田宮東土地区画整理組合の事業計画
の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成6年9月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 組合の名称
田宮東土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成2年12月20日から平成9年3月13日まで
- 3 施行地区
牛久市柏田町字河原代原、田宮町字上出口、字下出口、字虫送り場、字新田、字東浦、字上宿、字中宿の各一部
- 4 事務所の所在地
牛久市柏田町3309番地17
- 5 設立認可の年月日
平成2年12月20日

6 変更の主な内容

事業施行期間の変更
設計概要の変更
資金計画の変更

7 変更認可の年月日

平成6年9月5日

正	誤
---	---

●平成6年7月28日付け茨城県報第569号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から18	60, 265の2から	60, 262, 265の2から
2	上から22	655の1, 656の2,	655の1, 656の1, 656の2,

●平成6年8月25日付け茨城県報第577号中茨城県告示第984号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

誤

7 農業集落排水事業	農業用排水の水質保全施設の機能維持、農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資するために農業集落において污水处理施設等を設置する事業	事業費の50%以内。ただし、霞ヶ浦地域（茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例（昭和56年茨城県条例第56号）の適用地域に限る。）にあっては事業費の55%以内
------------	--	--

を

7 うるおいのある農村環境整備事業	(1) 生活関連農道整備事業 集落間や集落と生活に関連した公共施設等を結び歩道を併設する農道整備事業	事業費の37.5%以内。ただし、指定地域で行う事業にあっては事業費の47.5%以内
	(2) 集落水辺環境整備事業 生活環境整備と生産基盤整備とを一体的に実施することにより住み良い美しい村づくりを実現させるため下記事業を行う。	事業費の50%以内

に

	ア 農業用水利施設関連環境整備 イ 水質浄化施設整備 ウ 農業用集落排水整備 エ 営農雑用水施設整備	
	(3) 農業集落排水整備事業 農業用排水の水質保全施設の機能維持、農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資するために農業集落において污水处理施設等を設置する事業	事業費の50%以内。ただし、霞ヶ浦地域（茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例（昭和56年茨城県条例第56号）の適用地域に限る。）にあっては事業費の55%以内

正

7 農業集落排水事業	農業用排水の水質保全施設の機能維持、農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資するために農業集落において污水处理施設等を設置する事業	事業費の50%以内。ただし霞ヶ浦地域（茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例（昭和56年茨城県条例第56号）の適用地域に限る。）にあっては事業費の55%以内
8 土地改良施設関連環境整備事業	土地改良事業と関連する環境整備事業を一体的に施行することにより住み良い農村環境を創造するための事業	事業費の50%以内
9 調査設計事業	別表第1の事業欄の1から3までの事業、別表第2の事業欄の1から8までの事業及び知事が特に必要と認める事業にかかる調査設計	事業費の50%以内

を

7 うるおいのある農村環境整備事業	(1) 生活関連農道整備事業 集落間や集落と生活に関連した公共施設等を結び歩道を併設する農道整備事業	事業費の37.5%以内。ただし、指定地域で行う事業にあっては事業費の47.5%以内
	(2) 集落水辺環境整備事業 生活環境整備と生産基盤整備とを一体的に実施することにより住み良い美しい村づくりを実現させるため下記事業を行う。 ア 農業用水利施設関連環境整備 イ 水質浄化施設整備	事業費の50%以内

に

	ウ 農業用集落排水整備 エ 営農雑用水施設整備	
	(3) 農業集落排水整備事業 農業用排水の水質保全施設の機能維持、農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資するために農業集落において污水处理施設等を設置する事業	事業費の50%以内。ただし、霞ヶ浦地域（茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例（昭和56年茨城県条例第56号）の適用地域に限る。）にあつては事業費の55%以内
8 調査設計事業	別表第1の事業欄の1から3までの事業、別表第2の事業欄の1から7までの事業及び知事が特に必要と認める事業に係る調査設計	事業費の50%以内

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)